

答申第19号

答 申

1 審査会の結論

平成24年10月11日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成24年10月31日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年10月11日付けで次に掲げる内容の本件開示請求を行なった。

ア 平成18年度生活保護法第78条適用一覧中、ケース番号及び氏名、生活保護法第78条を適用したもののケースレコードの分かる文書

イ 平成18年度、生活保護の申請をして、救護施設・更生施設・医療保護施設・授産施設・宿所提供施設に入所した人の氏名、生年月日のわかる文書

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

ア 上記2(1)アに対して、「平成18年度生活保護法第78条適用一覧」、「保護台帳」

イ 上記2(1)アに対して、「保護台帳」

その上で、本件公文書について、開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、平成24年10月31日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(ア) 開示しない部分

個人の氏名、住所及び保護台帳

(イ) 開示しない理由

個人の氏名、住所については、条例第7条第2号に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるため。

また、保護台帳については、要保護者個々の極めて詳細な記録が記載された秘密性の高い公文書であり、条例第7条第2号に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるため。

(3) 異議申立人は、平成24年11月26日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

開示しない部分については、過年度分であり、条例第1条の趣旨に反した決定であるため。

4 補正命令

実施機関は、異議申立人が提出した異議申立書に、次に掲げる点で不備等が認められたため、異議申立人に対し、平成24年12月12日付けで補正命令を行った。

- (1) 異議申立書には、異議申立人の年齢が記載されていない。
- (2) 異議申立に係る部分開示決定の詳細が記されていない。平成24年10月31日付け津市指令援第1280号による条例第11条第1項の規定に基づく津市長の部分開示決定に相違ないか。
- (3) 異議申立ての理由中「条例第1条の趣旨に反した決定とあるが、条例第1条にどのように反した決定であるのかを記載すること。

5 補正書

異議申立人は、上記4の補正命令に対し、平成25年1月11日付けで補正書を提出した。

6 実施機関の不開示理由説明

平成18年度生活保護法第78条適用一覧中の住所、氏名については、条例第7条第2号に該当し、公にすることにより個人の権利利益を害すると認められることから当該部分を不開示とした。保護台帳については、要保護者個々の極めて詳細な記録が記載された秘密性の高い公文書であり、条例第7条第2号に該当し、公にすることにより個人の権利利益を害すると認められること、また、昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知において、保護台帳の一般住民への閲覧を認めるべきではないとの指針が出されていることから当該部分を不開示とした。

7 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち不開示とした部分について争っている。

異議申立人は、不開示部分については、過年度分であり、広く開かれた津市政を目指そうとする制度の趣旨に反した決定であると主張している。

このことから、以下、条例に基づき部分開示決定の該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を開示情報としたものである。また、条例第3条においても、実施機関は、個人

のプライバシーに関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないと定めている。

ここで、異議申立人が請求した、上記2(1)ア、イに対し、実施機関が行った本件処分における開示しない部分をみると、まず、「個人の氏名、住所」は、個人が識別される情報であることは明らかであるから、条例第7条第2号に該当すると言える。また、保護台帳についても、実施機関からの口頭による意見陳述及び聴取からは、保護台帳には要保護者個々のあらゆる個人情報詳細に記載されており、同様に条例第7条第2号に該当すると言える。

なお、保護台帳については、昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知において、住民への保護台帳の閲覧は認めるべきではないとの指針が出されている。

異議申立人は、本件公文書は過年度分であり不開示部分を開示しないことは情報公開制度の趣旨に反すると主張するが、例え対象公文書が過年度分であっても当該不開示部分が条例第7条第2号に該当することは明らかである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

8 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 2月 1日	諮問書の受付
平成25年 4月 26日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭意見陳述
平成25年 7月 9日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	橋 本 陽 子
委 員	内 田 典 夫
委 員	白 石 友 行